

# 官報

平 成 十 年 一 月 三 十 日

## ○ 第四百十二回 参議院會議録 第三号

平成十年一月三十日(金曜日)

午前十一時一分開議

○ 議事日程 第三号

平成十年一月三十日

午前十一時 本会議

第一 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○ 本日の会議に付した案件

一、福井謙一君逝去につき哀悼の件

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長長の選挙

一、日程第一

一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

さきにノーベル化学賞を授与されました福井謙一君は、去る九日逝去されました。まことに痛惜

哀悼の至りにたえません。

同君に對しましては、議長は、既に弔詞をささげました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

(総員起立)

参議院はさきにノーベル化学賞を授与せられた日本学士院会員文化勲章受章者從二位勲一等福井謙一君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○ 議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。外交・防衛委員長統訓弘君から委員長を辞任いたしましたの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○ 議長(斎藤十朗君) この際、欠員となりました外交・防衛委員長の選挙を行います。つきましては、外交・防衛委員長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、外交・防衛委員長に及川順郎

君を指名いたします。

(拍手)

○ 議長(斎藤十朗君) 日程第一 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

三案について、提出者から順次趣旨説明を求めます。橋本内閣総理大臣・大蔵大臣。

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○ 國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、当面の金融経済情勢に對応するため、平成十年分の所得税について、特別減税を実施するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

この特別減税は、平成十年分の所得税について、定額による特別減税を実施することとしております。この特別減税の額は、本人について一万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について九千円の合計額としております。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成十年二月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年の確定申告の際に特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、原則として、平成十年分の所得税として最初に納付する平成十年七月の予定納税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年の確定申告の際に特別減税の額を精算することとしております。

以上、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○ 議長(斎藤十朗君) 上杉自治大臣。

(國務大臣上杉弘光君登壇、拍手)

○ 國務大臣(上杉弘光君) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、当面の経済状況を踏まえ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じるものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。まず、個人住民税について平成十年度限りの措置として特別減税を実施することとしたしております。この特別減税の額は、所得割額の範囲内で八千円に控除対象配偶者または扶養親族一人につき四千円を加算した金額とすることとしたしております。また、この特別減税においては、税負担の軽減効果が早期に実現することとなるよう、徴

平成十年一月三十日 参議院會議録第三号

福井謙一君逝去につき哀悼の件 常任委員長辞任の件 常任委員長長の選挙 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

収方法についても特別措置を講じることとしたしております。

また、個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特別措置を講じることとしたしております。

次に、地方交付稅法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算におきましては、平成十年分の所得稅の特別減稅等に伴い、平成九年度分の地方交付稅が二千二百二十一億円余減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計上された地方交付稅の總額を確保する必要があります。

このため、平成九年度分の地方交付稅の總額の特別として、同額を地方交付稅の總額に加算するとともに、平成十三年度から平成二十年度までの各年度において当該年度分の地方交付稅の總額に加算する額を変更することとしております。

以上が、地方稅法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付稅法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。今泉昭君。

(今泉昭君登壇、拍手)

○今泉昭君 私は、民友連を代表いたしましたので、ただいま提案のありました減稅関連三法案につきまして、橋本總理大臣に質問を行います。

減稅關係法案の質問に入る前に、今回の大蔵省不祥事に対する責任問題について伺いたいと思っております。

東京地検は二十六日、大蔵省金融検査部の二人を複数の都市銀行から多額の接待を受けていた収賄容疑で逮捕いたしました。

接待は、大蔵省検査の日程や対象支店を採り出す目的で行われていたものであり、しかも日常的に頻繁に行われ、ひいてはみずから接待を要求し

ていたものでございませう。まさにこの事件は大蔵省の構造汚染と言ふべきものであります。

さらに、このような不祥事によって業界とのなれ合い體質のもとでの検査が銀行の不正融資や不良債權の累積を生み出し、今日の金融不安につながっていると言わざるを得ません。

国民の血税を三十兆円も投入する前に、大蔵省はみずから手で構造汚染體質にメスを入れ、過剰な接待を受けていた幹部、職員の名、実態を国民の前に明らかにすべきであり、関係者はその重大な責任をとって辭職すべきであると考えます。

我々は、昨年六月に厳しい罰則つきの国家公務員等倫理法案を議員立法として衆議院に提出いたしました。ところが、自民党は法案を深く検討することなくあえて廃案にし、そのかわりに各省庁に倫理規程をつくらせましたが、今回の事件で倫理規程の無意味さが明らかになったと言わざるを得ません。

退廃した国家公務員の倫理を立て直し、再発防止のため、職務に關係して一切の接待、贈り物などを禁止する厳しい罰則つきの公務員倫理法を今こそ制定すべきであります。このことなくして国民は大蔵省を信頼することはできず、国民の信頼を失った大蔵省が立案した公的資金三十兆円もの投入に断固ノ一と言ふはさうでございませう。

三蔵大臣と小村事務次官は、今回の事件と無策の經濟運営の責任をとって先日辭任いたしました。行政の長として、また大蔵大臣経験者としての橋本總理の責任も厳しく問われなければならないと思ひます。

橋本總理、金融安定化システム法案の審議に入る前に、大蔵省関係者の責任をとらせること、みずからの監督責任、政治責任を明確にすること、その上で厳格な公務員倫理法の制定を求めるものでございませう。總理の明確な見解を求めます。さて、總理、我が国は今、戦後最悪の未曾有とも言つべき經濟危機のただ中にあります。その未

曾有の經濟危機の中で、總理は今三つの罪を犯していると言わざるを得ません。第一は經濟認識の誤りの罪、第二は誤った經濟政策をとり続けた罪、第三は誤った經濟政策を転換しない罪であります。

まず、總理はこの經濟危機を危機と認識せず、誤った經濟認識をこの一年間続けてまいりました。總理のすべての誤りはこの認識の誤りから始まっているわけでありませう。

景氣停滞の引き金を引いたのは個人消費の低迷であります。昨年三月までの個人消費の盛り上がりについて、増税前の駆け込み需要を過大評価し、景氣の回復基調そのものが強いと見誤ったことがその後の經濟政策を誤らせた出発点であります。

昨年一年を通じて、消費はますます落ち込み、企業は在庫調整、生産抑制を行い、株安、円安が進行いたしました。

さらに、九七年は円高不況以来最悪の倒産件数を記録、東証一部上場企業の倒産件数は八件と戦後最悪、負債總額も戦後最高となり、実に十三万人を超える人々が路頭に迷う状況が生まれているわけでありませう。町じゅうには、政策による不況を怨嗟する声が満ちあふれています。最近の新聞社の世論調査では、とうとう橋本内閣不信任が半数を超え、その理由の第一は景氣対策が不十分という理由であります。

政治家として、一国を預かる總理として、今こそ民の声に耳を傾けるべきではないでしょうか。總理、あなたの經濟認識は間違っていたのではなにか、率直な答弁を求めたいと思ひます。

次に、誤った經濟政策をとり続けた罪についてであります。

第一に、消費稅のアップ、特別減稅の打ち切り、医療保險の自己負担増という約九兆円もの国民負担増で冷え込む個人消費に冷水をかけたことであり、景氣回復の芽を摘みました。

第二に、景氣が回復基調にあるとの認識から、

財政改革路線を景氣対策よりも優先したことではないでしょうか。昨年十一月には、財政の構造改革とは無縁の財政構造改革法案を無理やりに成立させました。この法律は、公共事業の配分など本質的な問題には全くメスが入らず、景氣の足を引っ張るだけの法律となっております。

このように、今日の經濟危機は橋本總理のとり続けてきた政策によって引き起こされていることは明白であります。政權の交代が最大の景氣対策と言われるところであります。日本を經濟危機に陥らせた總理の今日までの經濟政策を誤りであつたと認めるべきであり、それを認めない限り今後の責任ある政策展開は不可能であると考えます。

總理の見解を伺いたいと思ひます。

約一年前の平成九年一月二十七日、總理は衆議院予算委員會で、「減稅策というものを採用いたしました場合に、むしろ非常に深刻な状況になるであろうと存じます。」と述べられております。

現実は總理の発言とは全く逆に、我々が強く提案した減稅策をとらなかつたがゆえに非常に深刻な状況になりました。

このような状況のもと、橋本總理は昨年末、突如記者会見を行い、景氣対策として二兆円規模の所得稅、住民稅減稅を行うことを表明いたしました。タイミングは余りにも遅く、額は余りにも小さいのでありますが、これを我々が主張してきたように平成九年度予算の時点でもっと大きな額で行つていれば、平成八年度で見てきた景氣回復の芽を摘むことなく、現在のような經濟不況には陥つていなかったことをまず指摘しておきたいと思ひます。

減稅法案に対する質問の第一は、總理が政策転換したのかどうかという点でございませう。

赤字國債を財源とする今回の減稅実施は、總理がかたくなに守り続けてきた財政改革至上主義とも言うべき路線からの明確な転換ではないでしょうか。しかし、總理は政策転換を認めず、財政改革路線と今回の決定が両立するものであるとの主

張を要していないわけであり、財政改革は確かに重要な課題であります。中期的な課題であり、二〇〇三年度の目標年次については若干の先送りも当然検討すべきではないでしょうか。

現在の経済危機の克服を第一の優先課題とし、経済の回復状況を見つつ財政改革を進めていくべきであると考えますが、総理の見解を求めます。

第二は、減税の決定過程についてであります。我々の再三の減税要求には、財政再建を盾にたくなに拒否してきたにもかかわらず、外国に行つた途端に減税実施を決断した真の理由は一体何でしょうか。今回の減税実施の決断は、伝えられるようにアメリカからの内需拡大の要求にこたえたものなのか、総理の決断の要因についてはお伺いしたいと思います。

また、額面官房副長官はアメリカ政府高官との会議で、日本政府は特別減税の継続と所得減税の積み増しを中心とした九八年度の大型補正予算に着手するとの意向をアメリカに伝えたことと報じられております。総理を初め関係者はこの報道を否定してありますが、九八年度におけるさらなる減税を含む大型補正予算の編成はあり得るのかどうかをお伺いいたします。

第三は、特別減税の額と効果についてであります。我々は、二兆円減税について、そもそも規模が小さ過ぎること、一過性であること、減税が終われば即増税効果があることなどから景気回復への効果は限定されたものになると考えております。

小出しのメニューの寄せ集めである総額八千五百億円の平成十年度減税とあわせて今回の減税効果は一体どれくらいなのか、この程度の減税で政府の経済見通しである九八年度実質経済成長率一・九％は実現でき、経済は自律的回復過程に戻ると考えているのか、総理の見解を伺いたいと思ひます。

私たち民友連は、一日も早く日本を経済金融危機から脱出させることが今政治に課せられた

最大の課題であると考えております。

我々は、税率構造の簡素化を中心とした所得税、住民税の減税で三兆円、企業の国際競争力を引き出すための法人関係税の減税で二兆円、住宅減税の拡充などで一兆円、以上の合計で総額六兆円規模の恒久減税を実施するよう提案をしております。これらの減税で経済を自律的回復傾向に戻すことが重要であります。

それと同時に、大蔵省のような不祥事をなくすためにも、我が国の経済活動が公正なルールに基づく自由な競争下で行われるよう大胆な規制緩和を行う必要があります。減税と規制緩和が相まって、民間主導の力強い経済を復活させ、財政構造改革も軌道に乗るものと考え次第であります。総理に、恒久減税を中心とする民友連の提案に対する所信を伺いたいと思ひます。

最後に総理、かの文豪シェークスピアは、知識は我々が天に飛しようとする翼であると書いております。願わくば、総理が我が国の置かれている現状について正確に認識し、日本が再び飛び上がることのできる正確な政策運営を期待するものであります。もしそれができなければ、すなわち大胆な政策転換ができなければ、橋本政権が失速し墜落してしまう危険性が大いにあることを強く指摘いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(橋本龍太郎君) 今衆議員にお答えを申し上げます。

まず、今回発生いたしました大蔵省不祥事の責任問題に関するお尋ねがございました。このたびの事件はまことに遺憾でありますし、皆様にごの場をかりて心からおわびを申し上げます。今後、このようなことが二度と起こらないように的確な対策を講ずることが政府の責務だと考えております。

なお、現在、金融関連部に過去五年以内に在職していた職員に対する内部調査を行っております。できるだけ早く調査結果を取りまとめ、厳正

な処分を行うとともに、その結果を公表すると聞いております。

私は、いわゆる公務員倫理法、すなわち倫理法で縛ることが必要にならないように、公務員倫理規程によつて公務員の諸君がみずからの行動をきちんと保持していただくこと信じていました。それだけに、今回の事件でそれだけでは完全に徹底できないということになりました。これを本当に残念に思ひます。したがって、この際、公務員の不祥事を根絶するためにはさらに抜本的な対策を講ずる必要があると考え、一昨日、公務員倫理に関する法制化などの検討を官房副長官に指示をいたしました。

他方、自民党でもこうした問題に関する委員会をつくり、検討されると聞いており、これと連携しながら速やかに作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、個人消費を初めとした経済動向の認識についての御質問がございました。昨年来の我が国の経済の動向を見ますと、昨年四月の消費税率引き上げ前の駆け込み需要、その反動減が予想したよりも大きなものであり、これに加え、昨年には北海道拓殖銀行など大手の金融機関が相次いで破綻をいたし、金融システムに対する信頼感が低下するなど予期せざる事態の影響もある中で、最近では家計や企業の景況感に影を及ぼしてあります。

また、一連の制度改正等についての御意見をいただきましたが、消費税率の引き上げや財政構造改革の推進などの一連の改革、これは少子・高齢化の進展などの経済社会の構造変化や危機的な財政状況に対応したものであり、我が国の将来にとって極めて重要な改革であったと考えます。

また、平成九年の特別減税は、当時の経済財政事情を踏まえ実施しないこととしたものでありまして、当時の判断としては妥当な政策判断であったと思ひます。

また、政策転換をしたのかという御指摘をいただきました。

私は、財政構造改革の必要性というものは何ら変わるものではないと思ひます。同時に、経済の実態や金融システムの安定など、状況を考えながら臨機応変の対策、措置をとっていくことも当然必要なことだと思ひます。その上で、私は日本発の経済恐慌は決して起こさないという決心を持ち、国民の不安感を払拭するために臨機応変に対応することが必要だと考え、それが国政を預かる者の責任と考えまして、二兆円規模の特別減税を決意いたしました。いずれにせよ、財政構造改革と景気対策、これは二者択一の問題ではない、中期的な目標と当面の対応というタイムスパンの異なる問題であると思ひます。

また、経済危機の克服を第一の優先課題としてかどうか、減税を含む大型補正予算を編成するのかが、そうしたお尋ねをいただきました。

今申し上げましたように、財政構造改革と当面の臨機応変の措置をとっていくこと、これは私は二者択一の問題ではないと考えております。いずれにいたしましても、政府としては今後御審議をいただくこととなります平成十年度予算、この時点において最善の編成をしたものと考えております。また、減税と九八年度の実質経済成長率一・九％についての関係をお尋ねがございました。

政府は、今回御審議をいただきます特別減税を含みます予算・税制面の措置、金融システム安定化のための三兆円の公的資金の活用など、財政・金融両面にわたるさまざまな措置を講ずることとしております。こうしたさまざまな取り組みのすべてが相乗効果をもつて我が国経済の力強い回復をもたらすものと考えており、政府経済見通しの平成十年度の実質経済成長率一・九％程度は達成可能なものと考えております。

また、民友連の御提案になつておられる恒久減

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(議員説明)

平成十年一月三十日 参議院會議録第三号

平成十年一月三十日 参議院會議録第三号

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四

税をどう考えるか、そういうお尋ねをいただきました。

この実施は、後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うことばかりではなく、また我が国の租税負担率が欧州諸国に比べてかなり低い水準にあります中で、税負担のあり方としても問題があると考えております。(拍手)

○議長(金澤十朗君) 益田洋介君。

(益田洋介君登壇、拍手)

○益田洋介君 私は、新しく出発いたしました公明を代表して、ただいま議題となりました減税関連三法案について、橋本総理に対し質問いたします。

政府は、昨年一年を通じて、国民生活を圧迫する二%に及ぶ消費税率の引き上げ、所得税、住民税の実質増税、医療保険改悪などによる九兆円の負担増を行った結果、個人消費を落ち込ませ、今日の深刻な経済不況を招いてしまったわけであります。

そこで我が党は、政府が当初提案した六兆円の減税に加え、消費税率二%上げに対する国民への応分の戻し金を加えた大幅な減税政策を立案いたし、今後十年度予算案の審議の際に論陣を展開してまいれる所存であります。

こうした状況にかんがみ、今日の経済状況を国民に対してどう説明するおつもりか。また、財政運営の失敗が明白となった今日、政策不況を招いた失政の責任を明らかにすべきであると考え、総理の御所見を伺います。

さて、今般の一連の大蔵省接待汚職事件は目を覆うばかりであります。去る二十六日、現職の大蔵省大臣官房金融検査部検査官二名が逮捕され、大蔵省本丸に強制捜査が実施されたわけでございます。さらに、昨日は大蔵事務次官の引責辞任という深刻な事態にまで立ち至った。

こうした不祥事続出に対する主管大臣としての引責を表面上の理由として、三塚前大蔵大臣は二

十八日、辞任をしたわけでございますが、実は長期にわたって低迷する経済状況と、政府の財政金融行政に対する国民の不信がうっせきしたため、経済、財政の失政の責任をとってやめたのが実態であると私は考えるものでございます。

ただ、一つ不思議でない点は、昨日、引責辞任をした大蔵事務次官の後任は直ちに決定されたわけでございますが、大蔵大臣の後任はいまだもって決まっておらず、この軒余曲折は、一説によれば引き受け手がいないと伝えられておりますが、後任人事を一体いつ決定されるのか、総理のお答えをいただきたいと存じます。

例えば、読売新聞の一月二十八日発表の世論調査におきましては、橋本内閣の支持率は過去最低の三四・七%、逆に不支持率は五二・七%と支持率をはるかに上回っております。このことは、現政権の景気対策への過半数を超える国民の不信感と不満のあらわれの証左以外の何物でもないと考えざるわけでございます。このことから、今回の大蔵大臣辞任は、橋本政権の失政の責任をとったと換言できるのではありませんか。

現在、我が国、国民生活は深刻な不況にあえぐ日々を送っているのが現状であります。銀行の破綻、証券会社の倒産、総合屋をめぐるまさかと思われた一流企業の不祥事等々、また今回大蔵官僚汚職事件などが続出したことは、大蔵大臣という一経済関係の管理監督責任問題をはるかに超越し、内閣のかなめである総理みずからの責任が問われるべきであると考えますが、御所見をお伺いしたい。

さて、元大蔵省造幣局長であった日本道路公団財務担当理事井坂武彦容疑者が取崩客艇で逮捕され、さらに再逮捕されるというニュースも流れておりますが、官僚、業界もたれ合いの構造が続いた結果、官民一体となって特権意識の中で接待が行われ、犯罪にまで発展していったものだと考えるものであります。

また、昨年十二月二日、私は当院建設委員会

質問をした政府保証債の最大の発行団体である公営企業金融公庫についても、類似したもたれ合い同様の構造があると指摘をいたしました。つまり、政府保証つき外債発行を通じて欧州マーケットで破格の低利で潤沢な資金調達をいたし、国内インフラの整備事業に貸し出すというもので、資金の調達パターンとしては道路公団等と全く異ならないということでございます。

また、平成七年、一九九五年十月、フランクフルトでの二億ドイツマルク、邦貨にいたしまして百四十四億五千万円に及ぶ外債発行調印式に出席した元財務担当理事は、関東財務局長を平成五年六月に退官した大蔵省の天下りの一人でありました。こうしたことから私はこの件についても重大な関心を持つていところでありますが、今後、公庫を所管する自治省や大蔵省はもとより、政府・官邸としても内部調査を進めるべきであると考えざるわけでございますが、総理の御所見をお伺いしたい。

前大蔵大臣は、みずからが辞任した二十八日、法律で規定されず内規に基づくだけの金融服務監督官室を設置いたしました。しかし、青山関税局管理課長を室長とする十人の監督官はすべて大蔵省の職員であること、さらには、調査権を有しないために身内同士でどの程度の公正中立な調査ができるのか、甚だ疑問であると言わざるを得ない。

例えば平成六年、一九九四年十月から十一月にかけて第一勧業銀行の検査の真つた中に接待を受け、昨年七月二十九日、戒告処分を受けた二人の検査官のうち、今回逮捕された宮川宏一容疑者の上司であった日下部元雄前国税審議官は、平成九年八月八日より現在に至るまで世界銀行の顧問としてニューヨークに駐在しているわけであり、宮川容疑者と同等程度の内部調査を行い、在外邦人に対する検査の捜査権の域を超える調査を断行すべきであると考えますが、総理の御所見をお伺いしたい。

第二次橋本内閣においては、平成九年九月二十二日、ロッキード事件の実刑判決を受けた佐藤孝行総務庁長官が国民の反発に遭い辞任、同九月二十六日には越智伊平農林水産大臣が病氣のため辞任、そして本年一月二十八日三塚大蔵大臣と、わずか半年足らずのうちに三人の閣僚が辞任したわけでございます。過去に複数の閣僚が不祥事により引責辞任した例は、リクルート問題で紛糾した竹下内閣の五人の閣僚の辞任に次ぐ辞任数であります。

既に前述したように、経済、財政の失政とたび重なる不祥事の続出で国民の信頼を全く失った橋本内閣は既に死に体内閣であり、国内外の我が国政治、経済に対する信頼の回復を実現するためにも総理の即刻退陣を要求いたし、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 益田議員にお答えを申し上げます。

まず、財政再建策についての政策転換、また経済運営の責任についてのお尋ねがございました。財政構造改革の必要性は何ら変わるものではない、同時に経済の実態や金融システムの状況を考えてながら臨機応変の措置をとっていくこともまた当然のことであり、私は、財政構造改革と景気対策は二者択一の問題ではない、そのように考えております。

我が国の経済の現況を見ましたときに、アジアの通貨・金融不安や我が国の金融機関の経営問題などの影響によりまして、家計や企業の景況感が厳しさを一層増し、個人消費や設備投資にも影響を及ぼしております。こうした状況に対応いたしますため、この特別減税を含む予算・税制面の措置や金融システム安定化のための三十兆円の公的資金の活用など、財政・金融両面にわたる幅広い措置を講ずることとしておりますが、こうしたさまざまな取り組みがそれぞれ相乗効果をもって我

が国経済の力強い回復をもたらすものと考えております。

また、金融機関の破綻などに係る私の責任についてもお尋ねがございました。

金融安定化二法による金融システム不安の除去、総金庫根拠に向けた政府一体の取り組み、金融行政の転換や公務員倫理の確立など全力を尽くしていくことにより、国民の皆様の責任を果たしてまいりたいと考えております。

なお、三塚前大蔵大臣は、検査官等二名の逮捕について、担当大臣として責任を痛感され、辞任をされました。そして、後任の閣僚人事についても御意見をいただきましたけれども、昨日も私は一日本院におり、本日も国会にこうして御参事を申し上げております。できるだけ早く選任をいたすつもりでおりますので、ぜひ御協力を賜りたいと思っております。

次に、御自身が既に提起をされたという前提で公営企業金融公庫についてのお尋ねがございました。

その業務の執行に当たりまして、公正な運営に疑念を抱かれるようなことのないように、厳正に対処すべきものであることは言うまでもありません。今般、特殊法人などに対しては倫理規程の制定あるいは内部チェックシステムの充実などを指示したところでありまして、現在自治省を通じて点検をしているところと承知しております。

最後に、大蔵省の金融服務監督官制度についてのお尋ねをいただきました。

金融服務監督官は、民間金融機関などの検査・監督に従事する職員につき、細紀の保持状況の監視や非行事件の調査などを行うに当たりまして、外部の意見も踏まえながら厳正な活動を行うという観点から弁護士の方に顧問をお願いする、委嘱をする、そして助言を求めることとしておりまして、現在人選中と聞いております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 阿部幸代君。

〔阿部幸代君登壇、拍手〕

○阿部幸代君 私は、日本共産党を代表して、減税関連三法案について質問いたします。

国民の間にある金融不安の解消が国政上の重要な問題となっているまさに今日、ほかでもない大蔵省金融検査部の金融証券検査官二人が収賄容疑で逮捕され、大蔵省が五十年ぶりに東京地検の家宅捜索を受けたことは、国民の間に大きな憤激を呼んでいます。

銀行は、預金者保護という重い責任を果たすなど、その社会的役割にふさわしい経営が求められているからこそ、厳正な検査が必要で、それなのに、飲食やゴルフなどの接待の見返りで検査がゆがめられたというのですから、金融行政に対する国民の信頼は地に落ちたと云ってよいものであります。

大蔵大臣の辞任は当然であります。しかし、それだけで済ますわけにはまいりません。これで一件落着にするな、背景に大きな不正の山が控えている。トカゲのしっぽ切りで終わらせたら、国民に笑われる、こうした国民の声を総理はどう受けとめますか。総理自身の認識を伺います。

大蔵省は、昨年七月、銀行からの接待について内部調査をしています。その際、ゴルフ接待を一回受け、パスの中で缶ビールを飲んだということ、今回逮捕された検査官室長を含む二人を戒告処分しています。しかし、実際には、室長らは庶民の感覚では理解できないほどの接待を受け、たかりを続けていたということが明らかとなりました。なぜこのような不審な内部調査しか行わず、この程度の行政処分でお茶を濁したのですか。長期にわたる大蔵官僚の汚職、大蔵省と銀行との癒着は重大です。

さらに、今日の金融不安をつくり出す発端とされた山一証券のいわゆる飛ばしが、証券局長の指示によるものであったことが判明するなど、不良債権や飛ばしなどの不正行為が見逃された疑いが

出ていることは極めて重大です。大蔵大臣はもとより、内閣を挙げての責任が問われているのではありませんか。

報道によれば、逮捕された検査官室長は、第一勧銀の総金庫への不正融資をもみ消し、もう一人の課長補佐は、北海道拓殖銀行が立ち直れるかどうか経営上の重大な事態に直面していたまさにその時期に、ゴルフや飲食の接待を三年足らずの間に十二回も受け、検査をゆがめました。

金融業界と癒着した大蔵官僚たちが金融機関の乱脈経営や不正融資、不良債権などを見逃してきたことが、不良債権を肥大化させ、今日の銀行破綻と金融不安を招いたことはもはや明らかではありませんか。総理の見解を伺います。

日本共産党は、癒着の徹底解明と根絶を求めるものです。そのために、政治的リーダーシップの妨げとなる銀行からの巨額の政治献金の受け取りはこの際直ちにきっぱりとやめるべきではありませんか。

総理は、九六年の住専国会のときに、母体行からの献金について自棄すると約束しました。ところが、この年、自民党は金融関係業界から約七億円の献金を受け取り、北海道拓殖銀行からも十八億二十四万円受け取っています。こうした自民党への銀行業界からの献金も、官僚への飲食やゴルフの接待もその根っこは同じです。役人にはだめだ政治家にはよいというのでは、銀行に対しては行政に対しても国民の立場で公正厳格な指導監督ができないのは当然ではありませんか。総理の見解を伺います。

次に、本題の二兆円の特別減税について質問いたします。

今回の二兆円減税は、橋本首相がASEAN首脳会議から帰国した昨年の十二月十七日、急遽決断して発表されたものです。それまでは財政構造改革の必要性を唱え、減税はできないとの強硬な姿勢をとり続けてきました。それが一転して突如

減税を決意したのはどういう理由によるものですか。

九七年度予算は、消費税増税、特別減税打ち切りに加え、社会保障改悪等によって合わせて九兆円もの国民負担増を図りました。民間の多くの研究機関も、この国民負担増が消費者の購買意欲を冷やしたことを指摘しています。GNPの六割を占める消費需要の落ち込みが景気の回復をおくらせ、足を引っ張っていることは今や明らかではありませんか。減税に踏み切ったのは政策の失敗を認めることですか、それともあくまで九兆円の国民負担増は間違っていないかと言いたい張るのですか。総理、はっきりと答えてください。

経済企画庁の速報によると、今年度の個人消費はその総額で前年度に比べてマイナスになることが必至と見られています。戦後初めての事態であります。総理はどのようにこの事態を受けとめていますか。数年前までは、預貯金が満期になればその利子で洋服を買おうとか、一部をおろして電気製品を買いかえようなどと楽しみがあった。今は預金金利は低く、将来の生活設計も崩れ、不安が募る。その上に、消費税の引き上げや医療費の負担増のしかかった。自然に消費は抑えぎみになる。国民こそが火だるま状態だ。年末の新聞紙上に見られた、この主婦の気持ちをこそ取り取るべきです。

この深刻な事態を打開するためには、二兆円の特別減税を、しかもたった一年限り復活させるだけでは全く十分です。国民の懐から奪った九兆円をもとに戻すこと、これを上回るくらいのインパクトのある国民負担の軽減を行うことが必要ではありませんか。そのためには消費税についても税率をもとに戻して三%に引き下げることが必要だと思いますが、この要求をあくまで拒否するのはなぜですか。

また、二兆円の特別減税も恒久減税にする考えはありませんか。

あわせて、私は、不況深刻化のもう一つの要因

である社会保険の連続カットを取りやめ、充実こそ必要であると主張するものです。

二兆円の特別減税は、三十兆円の銀行支援策といわば抱き合わせの形で出されてきました。それは国民に冷たく銀行には極めて手厚いものです。国民には九兆円の負担増を押しつけ、大蔵官僚を接待し、自民党を献金漬けにした銀行業界には三十兆円もの支援を行うというのは絶対に許せません。銀行支援について、エビで鯨が釣れる、こう批判している方がいましたが、これこそ今日の国民感情を代表する声なのです。

接待と献金が汚職と癒着の温床であり、金融行政をゆがめてきたのであり、道理も根拠も崩れたとも言ふべき三十兆円銀行支援策は撤回することこそ筋というものです。国民の懐を暖める大幅減税断行を重ねて強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕  
○国務大臣(橋本龍太郎君) 阿部議員にお答えを申し上げます。

まず、大蔵省の職員逮捕に関する国民の声をどう受けとめるかというお尋ねがありました。

このたび、大蔵省の金融検査部の職員二名が収賄容疑で逮捕されましたこと、まことに遺憾でありますし、今回の事態を厳粛に受けとめ、皆様方におわびを申し上げたいと思います。本人に対する行政処分はもちろんのことでありますが、関係監督者に対する処分につきましても、今後の捜査結果などを待ち、厳正に行われるものと考えております。

また、大蔵省の内部調査についての御指摘をいただきました。大蔵省の不十分な内部調査あるいは大蔵官僚の汚職に関する内閣の責任というお尋ねであります。今回の事件によりまして、結果において十分な事実説明ができておらなかったことが明らかになりました。事態の徹底究明の努力を行いますとともに、このようなことが二度と起こらないような的確な対策を講ずることが政府の

責務であると考えております。

また、大蔵省と金融業界の癒着が今日の金融不安を招いたという御意見がありました。そのような御批判を重く受けとめて、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸とする透明性の高い金融行政の確立、厳正で実効性のある検査の実施によりまして、我が国金融システム安定性、また内外からの信頼を回復すべく全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、銀行からの政治献金についての御意見をいただきました。

政治資金規正法におきましては、政治活動に関する寄附につき特定の分野を対象とした規制は定められておりませんが、自由民主党は、金融システムの安定のために公的資金が投入されることにかんがみ、過去における借入金返済に充当するものを除いて銀行業界からの政治献金を改めて自粛することといたしました。

特別減税を決定した理由についてもお尋ねがありました。

アジアの通貨・金融不安や我が国の金融機関の経営問題の影響などにより、家計、企業の景況感の悪化が見られる中で、国民の不安感を払拭するために臨機応変に対応することが責任者としての役割、そのように考えて特別減税を決定いたしました。同時に、こうした施策と財政構造改革は、二者択一の問題ではなく、中長期的な目標と当面の対応というスパンの異なる問題だと考えております。

昨年の消費税率引き上げ等についての御意見をいただきましたが、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化などに対応する措置であり、必要な措置であったと考えております。

次に、今年度の個人消費についてのお尋ねがありました。

平成九年度の民間最終消費支出につきまして、政府経済見通しにおきまして実質前年度比マ

イナス〇・四％程度と見込んでおります。これは、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が予想していたより大きかったことに加え、アジアの通貨・金融不安や我が国の金融機関の経営問題などの影響により、家計や企業の景況感が厳しさを増し、個人消費に影響を及ぼしていることを踏まえたものであります。

政府としては、こうした状況に対応するため、これから御審議をいただくとしておりますこの特別減税法案を初め、予算・税制面の措置、また金融システム安定化のための三十兆円の公的資金の活用など、財政・金融両面にわたる幅広い措置を講ずることとしておりまして、こうしたさまざまな取り組みなどのすべてが相乗効果をもって我が国経済の力強い回復をもたらし、個人消費などの回復にもつながっていくと考えております。

また、消費税率の引き下げを初めとした一連の御意見をいただきました。

現在、政府が提案をさせていただいております財政・金融両面のさまざまな措置、今も申し上げましたように相乗効果をもって我が国経済の力強い回復をもたらし、景況感の回復に最大限の努力をしております。

そして、繰り返し昨年の消費税率の引き上げ等について引き下げの御意見がございましたが、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化等に対応する措置として、我が国の将来にとって極めて重要な改革であったと考えております。

また、社会保険の構造改革につきましても、今後とも国民生活のセーフティネットとしての役割を社会保障が果たし得るよう、そうした観点から努力をいたしておることを申し添えます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 平野貞夫君。

〔平野貞夫君登壇、拍手〕

○平野貞夫君 特別減税関係三法案について、自由党を代表しまして質問いたします。

まず、冒頭に大蔵省の金融検査をめぐる汚職事件について指摘しておきます。

行政・官僚機構がこれほどまでに腐敗していたのか、国民は改めて我が国の先行きに不安を感じています。公正な市場ルールづくりを怠ってきた大蔵行政、不良債権をふやすことに協力してきたとも言えるこの事件は、事政治、行政、経済のみならず、教育も含め、日本人のあり方と国家の根本を問いかねるものであります。

三塚大蔵大臣が引責辞職して事足りるものではありません。事件は氷山の一角と推察されます。徹底的な捜査により事実の解明を行い、一日も早く信頼を回復する措置を講ずるよう、強く要請しておきます。

日本の政治文化は、古来から、銀行の貸出部門と大蔵省の検査部門とを一緒くたにして裏で談合するといふものでした。自社連立政権は今それを表でやっているようなものだと思ふ国民は指摘しております。社民党の前身の社会党は、かつてすぐれたノウハウを持った政治的検査部門を担当していました。今や懐かしい思い出でございます。

それにしても、橋本総理、事件発覚後のあなたの対応は余りにも無定見です。数日前の自社と三党による、当分の間、財政・金融両部門を分離しないと決まったばかりの問題について、分離を明確にすると言いました。事件に合わせた一時しのぎの感情論ではないのですか。

公務員倫理法の制定も、結局はあなたが後退して倫理規程にしたものです。本気でこれらのことを実行すると言ふなら、まず自分の無定見さを国民にわびてからにしてもらいたい。

大蔵省汚職事件の本質は政治家の腐敗にあります。大蔵官僚を利用して利権のネットワークをつ

くり政権を保持する政治構造が問題なのです。橋本総理や加藤幹事長が事務次官の首をとって問題の核心から国民の目をそらすようにしていることは明らかであります。大蔵省との癒着が取りざたされた総理自身の富士銀行疑惑事件もやむやまのまではないですか。閣僚、自民党執行部の泉井事件、共和事件等を放置して、官僚の批判をできる自党の政治家が何人いると思いませんか。橋本総理自身が責任をとるべき問題であります。いかなる御所見か、お答えいただきたい。

橋本総理、我が国の金融不安、アジアの通貨不安を初め経済危機の原因は何でしょうか。これらの危機を招いた責任はだれにあるのか。いかがお考えか、お伺いします。

あなたが、平成九年度予算で九兆円に上る国民負担増を強制し、公共投資を削減するなど、超緊縮財政を選択したのが今日の経済危機の直接の原因であります。私たちが一昨年の臨時国会以来主張してきたように、特別減税を継続し、消費税率の引き上げを延期し、社会保険料の値上げをしなれば日本経済はこれほどまでに落ち込まず、金融危機も発生しなかったはずですが、

この事態を私たちは一年以上前から予見して警告していましたが、ところが、橋本総理は、特別減税を打ち切っても、消費税率を上げても、日本経済は自律的に回復するとほんの数カ月前まで言い続けてきたのであります。見通しの甘さ、無能さが全世界に知られただけでは、我が国の金融不安のみならず、アジアの通貨危機の大きな原因の一つなのです。あなた自身が世界金融恐慌の発信地にはなりたくないと言言するほど重大な状況をつくったのであります。

まず、橋本総理が行うべきことは、経済財政政策で私は間違っていました、政策不況をつくりましたと、世界と国民に謝るべきではないでしょうか。いかがですか。

昨年末、ASEANの会議から帰国直後、あなたは突如特別減税の再実施を表明されました。私

たちは、昨年の通常国会において、恒久化を視野に入れた特別減税を継続する法案を国会に提出しました。一月二十三日の衆議院本会議において、神崎武法議員の特別減税要求に対して、橋本総理は、特別減税を続けるには恒久的な新たな財源が必要だが、現在の厳しい財政状況を考えればとり得ませんと一蹴しておりました。

昨年、国民から、消費の落ち込み、景気の冷え込みを懸念して特別減税の継続を求める声が沸き上がりましたが、政府・自民党執行部はすべてこれを拒み続けてきました。

十月九日、村岡官房長官、尾身経企庁長官、加藤幹事長、山崎政調会長の会談で、赤字国債の発行を伴う所得減税は額の多少にかかわらずできないと完全に否定しています。

同月十八日の衆議院予算委員会でも、上原康助議員の所得減税の強い要求に対して、橋本総理は、所得減税をする大きな財源を持っていないわけではない、赤字国債の発行はあってはならないとまで言い切っており、最近、財政改革と景気対策は二者択一ではないと言っています、よく言えたものです。

同月二十日、衆議院の財政構造改革委員会でも、野田義賢議員が、日本経済はまだ重病だが、消費税率引き上げや特別減税打ち切りで治りかけた病人に水をかけ肺炎を起こさせた、これは政策不況だ、所得減、法人税の減税をやるべきだとの主張に対して、三塚大蔵大臣は、財政構造改革の原点は赤字国債依存体質からの脱却、それを期すと日本経済はつづれるとまで言い切っており、これはほんの一例です。

これだけのことを国会答弁などで国民に約束した上で、ASEANから帰国するや否や、十二月十七日、突如として、あなたが原因をつくったアジアの通貨不安を口実に赤字国債を財源とする二兆円の特別減税に踏み切り、記者会見で政治責任は今やなくてはならないことに比べて小さな話

だと言いつつたことは見逃すわけにはまいりません。

何が橋本総理をして心変わりをさせたか、国会答弁を覆したのか。御自分の判断で政策を変更したのかどうか、お答えいただきたい。

同じ日に、クリントン米大統領に電話で二兆円の特別減税について説明したとのことですが、米大統領の圧力でもあったのですか。国民の前で明確にお答えいただきたい。

政策の変更なら、まず特別減税を否定してきた政策の誤りの結果責任をとるべきです。なし崩しに変更してよいというのなら、これから先の政策を責任を持って立案し、実行しようという保証がありません。政策のモラルハザード、すなわち民主政治の倫理観が欠如したものと断ぜざるを得ません。他党の政策を断りもなく失敬するようでは議会民主政治、政党政治は成り立ちません。理念や政策に拘らない橋本総理に対して、朝日新聞でさえ一人二役のごとくぬえつと評しています。政治責任など小さな話だとは何事ですか。総理大臣としての資質を疑います。御所見を伺いたい。

加藤自民党幹事長が十月二十六日にフジテレビで語ったと報道された読売新聞の記事も重大です。財政出動要請は、今は国内の声だが、米大統領からも米国のためにやってくれとの圧力が必ず来る、米大使館筋からも事前に来ているが、断っているとの発言です。

このこと一つをとっても、特別減税の再実施や類質副長官の米国の景気追加策の説明などの政策変更が、国民の意見や国会での議論の中で行われるのではなく、米国の圧力で行われたことは断然たる事実だと言えます。朝日新聞も報道を訂正しません。政府・自民党挙げて、橋本政権ぐるみで口先介入などによる株値操作、国際的インサイダー取引がきょうも続けられております。

こういうことだから、特別減税の中身も、国民の利益にならない、経済を構造的に改革しない行き当たりばったりの減税になるのです。この減税

三法案は、財政構造改革法と矛盾し、その精神を踏みにじるものであり、今回限りの一時的措置は増税予告つきばらまき減税にはなりません。

減税には中期的な税体系に対する理念、哲学が必要であります。構造的に仕組みを変える恒久減税であるべきです。同じ二兆円の財源を活用すれば、最高境界税率の引き下げ、税構造のフラット化、簡素化を実現して、すべての税率を下げることも可能です。今や国民のため、国民による恒久減税の実施が必要です。私たち自由党の恒久減税論がそれです。御所見を伺いたい。

最後に、政策のモラルハザードどころか、クリントン大統領の女性問題とは質の異なる、国際問題をほらんだ日本の国益にかかわる女性問題に悩まれている橋本総理には、もはや政権の持続は不可能です。政策不況で莫大の国民の富を失った責任のみならず、これ以上総理が政治と政策にわたる過ちを重ね、優柔不断を続けることに国民は耐えることができません。一日も早く退陣されることを国民のためにも、日本のためにも、世界のためにも有益であります。総理の御所見を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(橋本龍太郎君) 平野議員にお答えを申し上げます。

まず、官僚の腐敗の原因が政治家の腐敗にあるとお考えを述べられながら、私の責任について御意見をいただきました。

政治家であれ、官僚であれ、いやくも疑惑を受けることのないよう常にみずから襟を正し、国家国民のためにその職務に邁進しなければならぬものと考えております。また、先刻も申し上げましたが、公務員倫理に関する法制化などの検討を指示したところであり、速やかにその作業をまとめてまいりますとともに、与党政治改革協議会の場などを通じ、政治倫理の確立に努めてまいります。

平成十年一月三十日 参議院會議録第三号

平成十年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案、地方稅法及び地方財政法の一部を改正する法律案(審議説明) 議事日程追加の件 平成十年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案を改正する法律案(審議説明)

八

次に、現下の經濟情勢と一連の制度改正等に対するお尋ねがありました。

アジアの通貨あるいは經濟の変動の原因につきましては、各國の状況によって必ずしも一概には言えません。しかし、為替の過大評価とそれに伴う經常収支赤字の拡大等から市場の信認が低下したことが挙げられると思います。

我が國の經濟情勢については、バブルの後遺症といった經濟社會の構造問題に加え、アジアの通貨不安や我が國の金融機關の相次ぐ經營破綻等の影響により、家計や企業の景況感に厳しさが見られています。

政府としては、財政・金融両面の幅広い措置を講じるなど、責任を持って景氣回復に努めてまいります。

なお、國民負担を強制したという御意見をいただきましたが、消費稅率の引き上げは、少子・高齢化の進展という構造変化に対応した稅制改革の一環でありますし、医療保險制度改革は、医療保險制度の破綻を防ぎ、安定した運営を確保するものであり、いずれも真に必要な改革であつたと思います。

また、平成九年の特別減稅は、當時の經濟財政事情を踏まえ、実施しないという判断をいたしました。

次に、政策転換をしたのではないかという御指摘がありますが、財政構造改革の必要性は何ら変わるものではないということとともに、經濟の実態や金融システムの状況等を考えながら、臨機応變の対応、措置をとっていく、これも私は當然のことだと思ひます。

その上で、私は、日本幣の經濟恐慌は決して起こさない、そうした決意のもとに國民の不安感を払拭するためにこの措置が必要と考え、特別減稅を私自身で決断いたしました。

いずれにせよ、財政構造改革と景氣対策、これは二者択一の問題ではございません。中期的な目標と当面の対応というスパンの異なる問題であります。

また、稅率構造を改革する恒久減稅を行うべきだという御指摘をいただきました。

今回の特別減稅を含む、現在政府が提案をいたしております財政・金融両面にわたるさまざまな措置は、これがタイミングよく市場に届けられることによつて相乘効果をもつて我が國經濟の力強い回復をもたらすものと考えております。

大規模な恒久減稅の実施につきましては、我が國の租稅負担率が歐洲諸國に比べましてかなり低い水準にあることから、稅負担のあり方としての問題があると考えております。

最後に、私の進退について御忠告をちょうだいいたしました。

政治に空白をつくることなく、一刻も早く金融システムの安定と同時に、景氣の回復を図ることに努力することをもって私の責任を果たしたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

これにて休憩いたします。  
午前十一時十八分休憩

午後四時一分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、會議を開きます。

この際、日程を追加して、平成十年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長石川弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石川弘君登壇、拍手〕

○石川弘君 ただいま議題となりました平成十年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案につきまして、財政・金融委員會における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十年分の所得稅について、定額による特別減稅を実施することとし、減稅額は本人について一万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について九千円の合計額とすること等を主な内容とするものであります。

委員會におきましては、橋本内閣總理大臣・大蔵大臣より趣旨説明を聴取した後、二兆円特別減稅を決定した理由、特別減稅の經濟的效果及び実施方法の是非等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、本法律案に対し日本共產黨の笠井亮委員から、平成十一年分以後の各年分の所得稅について特別減稅を実施するため必要な措置を講ずることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共產黨を代表して笠井委員より、原案に反対、修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございします。順次發言を許します。田村秀昭君。

〔田村秀昭君登壇、拍手〕

○田村秀昭君 私は、自由黨を代表して、ただいま議題となりました平成十年分所得稅の特別減稅のための臨時措置法案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、今回の政府の特別減稅の提案は、一月十八日付のワシントン・ポスト紙でも指摘されているように、景氣対策としてツール・ツール・ツール、つまり余りにも規模が小さ過ぎる上に遅過ぎることでありまして、

我々は新進黨時代、昨年の通常國會において、恒久化を視野に入れた特別減稅の継続を主張し、法案として國會に提出いたしました。しかるに、政府・自社連立与党に加え野黨の民主黨の反対により廃案となつてしまいました。その結果、日本經濟は壊滅的打撃を受けたわけであります。今になって赤字公債を財源とする特別減稅を財政構造改革法成立直後に実施せざるを得なくなったのは、橋本内閣が日本經濟のかじ取りを誤つたから

にはかならないのであり、その責任は重大であります。

また、九兆円の国民負担増を強いておきながら減税規模が今さら二兆円では、景気を好転させ回復に向かわせるには不十分であることは明白であり、国民を愚弄すること甚だしいものがあると言わざるを得ません。同日付のワシントン・ポスト紙は、今、日本で起きている現象は、経済の衰退というよりポリテクニカル・ウィル、政治的意思の欠如によるものであると述べておりますが、全くそのとおりであります。

反対の第二の理由は、中長期的視野から経済構造改革を進めるため恒久的な制度減税を実施すべきであるにもかかわらず、今回の特別減税はなし崩しの措置であり、一時的ばらまきにすぎないと言わざるを得ないのであります。

今回の特別減税は臨時の一次的措置であって、特別減税が終われば十年度中に同額の増税が待ち構えており、加えて十年度は財政構造改革法により九年度以上の歳出削減のデフレ予算が施行されようとしております。たとえ特別減税で本人二万六千円、扶養家族一万三千円の税金が還付されても、目前に同額の増税が迫り、歳出削減のデフレ効果が迫ってくれば、だれが消費に回すでしょうか。

私は、昨年の臨時国会でも指摘いたしましたとおり、経済を安定させ繁栄させる最も基本的条件は、ケインズの言う確信の状態であり、国家や社会が安定し、安全保障体制が万全であり、政治に信頼があり、確かな経済設計が存在することが不可欠であります。

しかるに、このような思いつき特別減税の一時

平成十年一月三十日 参議院会議録第三号 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

的ばらまきで確かな経済設計ができるはずはないではありませんか。税体系に対する理念、哲学もなくまきに行き当たりばったりならばまき減税でなく、中期的税制の確立を視野に入れた恒久的の制度減税でなければなりません。

恒久的の制度減税を実施するには恒久的な財源措置が必要となるので、徹底した行政改革の実施が不可避となります。したがって、恒久的の制度減税は、景気対策の効果のみならず、行政のあり方の全面的見直しにつながり、行政改革を推進する大きなこととなるのであります。

今回の特別減税は一時的な措置であり、行政改革にもつながらず、単なる予算のばらまきで終わってしまうのであります。財政状況の厳しい折、我が国にその余裕のないことは明白であります。したがって、減税をやる以上、恒久的な制度減税により、行政のスリム化、効率化、財政構造の改革に直結させる必要があるであります。これが、我々が特別減税に反対し恒久的の制度減税の実施を求める大きな理由の一つであります。

以上、大きく二つの反対の理由を申し述べましたが、さらに最後に、大蔵省の一連の不祥事は、その根源は官僚にあるのではなく確信のない政治にあるのだということをお願いして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 河本英典君。

(河本英典君登壇、拍手)

○河本英典君 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけを代表して、ただいま議題となりました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に賛成の討論を行うものであります。

討論に先立ち、一言申し上げます。

今回の大蔵省の金融検査をめぐる汚職事件は、大蔵大臣、事務次官の辞職というかつてない異常な事態を巻き起こしました。不況を脱し、財政赤字の解消に取り組まなければならない大事なときに、国民の信頼を裏切ったことは、まことに残念な取り返しのできない痛恨の不祥事であります。

この上は、公務員の諸君はもとより、我々政治家が襟を正して真摯な姿勢で国政に臨むことを国民の皆様にお約束しなければならないと思うものであります。

自由民主党は、国民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことを誓います。

賛成討論に入ります。

我が党は、平成十年度税制改正において、法人税率の引き下げを始め、土地・住宅、金融・証券、教育関係係合せ八千四百億円に及ぶ大規模な減税の実施を決定しました。そして、これらの税制改正に加え、橋本総理は政治指導力を遺憾なく発揮し、二兆円の所得税と住民税の特別減税の実施を決定されたのであります。

この決断を初め、景気回復への強い決意に加え、三十兆円にも及ぶ緊急金融安定化対策、貸し渋り対策等相まって、停滞していた株価も上昇機運を取り戻し、円相場も反発に転じております。

確かに、二兆円の特別減税について財政構造改革との整合性を問う向きもありますが、生き物である経済に対し、財政再建の基本を守りつつ緊急避難措置を講じていくことは当然であり、その観点から二兆円の特別減税は適切な対策であります。

しかしながら、減税のための赤字国債の発行は今後極力避けなければならない、来年度、同じ手段で減税を続けるような事態にならないよう、景気回復のため、まず補正予算の早期執行、十年度予算の早期成立に全力を挙げていかなければなりません。

国の財政のことも考慮せず、財源の裏づけもなしに、二兆円では少ない、もっと大型の恒久減税をとく、六兆円の制度減税を実施するなどと言うことは無責任のきわみであります。

今なお、アジアの通貨・金融危機は依然として続いており、何としても世界恐慌の引き金を引かないため、日本経済の本格的回復が必要なのであります。

我々政府・与党は、日本経済が活力を取り戻すために、今後も金融不安解消策や株価対策などを含み追加景気対策に取り組んでまいります。

今回の総理の決断、景気回復への強い決意により、日本経済再建への明かりがともしつつあります。この明かりを消さないで大きな光とするために、また、今回の総理のせっかくの決断をむだにしないためにも、私どもは責任ある与党として、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。表決は押しボタン式投票をもって行います。

ただいまより投票を開始いたします。

(投票開始)

平成十年一月三十日 参議院會議録第三号 議事日程追加の件 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案外一件

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしゅうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十八  
賛成 百八十九  
反対 二十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政・警察委員長長斎藤清治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔斎藤清治君登壇、拍手〕

○議長(斎藤清治君) ただいま議題となりました両法律

案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、個人住民税について、平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案は、所得税の特別減税の実施等による国税の減収に伴う地方財政への影響額について、平成九年度分の地方交付税の総額を確保するため、国の一般会計からの加算措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局したところ、日本共産党を代表して有働理事より、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対して、特別減税を平成十一年度以降も継続する趣旨の修正案が提出されました。

次いで、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より、原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、同法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方交付税法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して有働理事より、原案に反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、同法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。ただいまより投票を開始いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 両案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしゅうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十五  
賛成 百八十六  
反対 二十九

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君  
副議長 松尾 官平君

|        |         |
|--------|---------|
| 阿曾田 清君 | 魚住裕一郎君  |
| 加藤 修一君 | 栗原 君子君  |
| 高橋 令則君 | 渡辺 孝男君  |
| 福本 潤一君 | 益田 洋介君  |
| 山口 哲夫君 | 都築 謙君   |
| 山本 保君  | 松 あきら君  |
| 大森 礼子君 | 鈴木 正孝君  |
| 末広まき子君 | 平野 貞夫君  |
| 星野 朋市君 | 海野 義孝君  |
| 武田 節子君 | 但馬 久美君  |
| 高野 博郎君 | 小山 孝雄君  |
| 戸田 邦司君 | 田村 秀昭君  |
| 荒木 清寛君 | 山下 栄一君  |
| 風間 純君  | 宮崎 秀樹君  |
| 二木 秀夫君 | 泉 信也君   |
| 木暮 山人君 | 牛嶋 正君   |
| 猪熊 重一君 | 木庭健太郎君  |
| 統 訓弘君  | 松浦 孝治君  |
| 野沢 太三君 | 平井 卓志君  |
| 扇 千景君  | 永野 茂門君  |
| 及川 順郎君 | 大久保直彦君  |
| 白浜 一良君 | 鶴岡 洋君   |
| 浜四津敏子君 | 水野 誠一君  |
| 芦尾 長司君 | 塩崎 恭久君  |
| 森田 健作君 | 奥村 展三君  |
| 堂本 睦子君 | 上吉原 二天君 |
| 岩永 浩美君 | 依田 智治君  |
| 大野つや子君 | 田村 公平君  |

平成十年一月三十日 参議院會議録第三号 議長の報告事項

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 武見 敬三君  | 常田 享祥君 | 石渡 清元君 | 鎌田 要人君 |
| 中原 爽君   | 長峯 基君  | 清水嘉子君  | 久世 公義君 |
| 北岡 秀二君  | 釜本 邦茂君 | 斎藤 文夫君 | 青木 幹雄君 |
| 景山俊太郎君  | 海老原義彦君 | 岡野 裕君  | 倉田 寛之君 |
| 岩井 國臣君  | 吉村剛太郎君 | 片山虎之助君 | 守住 有信君 |
| 南野知恵子君  | 鹿熊 安正君 | 沓掛 哲男君 | 竹山 裕君  |
| 野村 五男君  | 石川 弘君  | 高木 正明君 | 遠藤 要君  |
| 大島 慶久君  | 真島 一男君 | 真鍋 賢二君 | 村上 正邦君 |
| 関根 則之君  | 上野 公成君 | 井上 吉夫君 | 佐々木 満君 |
| 河本 英典君  | 永田 良雄君 | 岩崎 純三君 | 井上 裕君  |
| 中曾根弘文君  | 鈴木 貞敏君 | 宮澤 弘君  | 長尾 立子君 |
| 小野 清子君  | 木宮 和彦君 | 照屋 寛徳君 | 小川 勝也君 |
| 浦田 勝君   | 石井 道子君 | 馳 浩君   | 大脇 雅子君 |
| 坂野 重信君  | 林田悠紀夫君 | 武田邦太郎君 | 和田 洋子君 |
| 前田 敷男君  | 板垣 正君  | 橋本 聖子君 | 日下部代子君 |
| 大河原太一郎君 | 岡部 三郎君 | 谷本 嶺君  | 椎名 素夫君 |
| 田沢 智治君  | 松浦 功君  | 石井 一二君 | 小林 元君  |
| 矢野 哲朗君  | 溝手 顯正君 | 服部三男雄君 | 野間 起君  |
| 佐藤 静雄君  | 加藤 紀文君 | 菅野 壽君  | 大淵 絹子君 |
| 坪井 一字君  | 山本 一太君 | 湖上 貞雄君 | 渡辺 四郎君 |
| 三浦 一水君  | 松村 龍二君 | 中尾 則幸君 | 江本 孟紀君 |
| 平田 耕一君  | 長谷川道郎君 | 横崎 泰昌君 | 清水 達雄君 |
| 畑 恵君    | 林 芳正君  | 山本 正和君 | 及川 一夫君 |
| 龜谷 博昭君  | 中島 眞人君 | 三重野栄子君 | 薬科 満治君 |
| 阿部 正俊君  | 鈴木 政二君 | 岡崎トミ子君 | 須藤良太郎君 |
| 金田 勝年君  | 狩野 安君  | 吉川 芳男君 | 梶原 敬義君 |
| 佐藤 泰三君  | 笠原 潤一君 | 村沢 牧君  | 今泉 昭君  |
| 鴻池 祥肇君  | 谷川 秀善君 | 齋藤 勤君  | 井上 孝君  |
| 保坂 三蔵君  | 岡 利定君  | 大木 浩君  | 上杉 光弘君 |
| 太田 豊秋君  | 尾辻 秀久君 | 下橋義耕吉君 | 志苦 裕君  |
| 山崎 正昭君  | 陣内 孝雄君 | 田 英夫君  | 赤桐 操君  |
| 西田 吉宏君  | 成瀬 守重君 | 瀬谷 英行君 | 前川 忠夫君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 足立 良平君 | 平田 健二君 |
| 朝日 俊弘君 | 山崎 力君  |
| 西川きよし君 | 阿部 幸代君 |
| 伊藤 基隆君 | 小山 峰男君 |
| 水島 裕君  | 曾川 健二君 |
| 島袋 宗康君 | 須藤美也子君 |
| 石田 美栄君 | 岩瀬 良三君 |
| 山田 俊昭君 | 西山登紀子君 |
| 直嶋 正行君 | 今井 澄君  |
| 川橋 幸子君 | 長谷川 清君 |
| 佐藤 道夫君 | 有働 正治君 |
| 緒方 靖夫君 | 円より子君  |
| 角田 義一君 | 一井 淳治君 |
| 千葉 景子君 | 勝木 健司君 |
| 笠井 亮君  | 吉川 春子君 |
| 山下 芳生君 | 寺澤 芳男君 |
| 竹村 泰子君 | 松前 達郎君 |
| 筆坂 秀世君 | 吉岡 古典君 |
| 橋本 敦君  | 菅野 久光君 |
| 北澤 俊美君 | 広中和歌子君 |
| 寺崎 昭久君 | 久保 亘君  |
| 吉田 之久君 | 藤崎 弘君  |
| 上田耕一郎君 |        |

|         |        |
|---------|--------|
| 内閣総理大臣  | 橋本龍太郎君 |
| 大蔵大臣    | 上杉 光弘君 |
| 自治大臣    | 薄井 信明君 |
| 大蔵省主税局長 | 二橋 正弘君 |
| 自治省財政局長 | 成瀬 宣孝君 |
| 自治省税務局長 |        |

議長の報告事項  
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員  
辞任 朝日 俊弘君 補欠 今井 澄君

国民福祉委員  
辞任 今井 澄君 補欠 朝日 俊弘君

予算委員  
辞任 上田耕一郎君 補欠 吉川 春子君

議院運営委員  
辞任 小川 勝也君 補欠 中尾 則幸君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国民福祉委員会  
理事 尾辻 秀久君  
理事 南野知恵子君  
理事 水島 裕君  
理事 渡辺 孝男君  
理事 清水 澄子君

予算委員会  
理事 佐藤 泰三君 (木庭健太郎君の補欠)  
理事 小山 峰男君 (竹村泰子君の補欠)  
理事 角田 義一君 (直嶋正行君の補欠)  
理事 風間 昶君 (山下芳生君の補欠)

行政監視委員会  
理事 太田 豊秋君  
理事 上吉原一天君  
理事 中曾根弘文君

懲罰委員会

理事 井上 裕君 (永野茂門君の補欠)

理事 佐々木 満君 (井上吉夫君の補欠)

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成七年度政府関係機関決算書

平成七年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成七年度国有財産無償貸付状況総計算書

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員会

辞任 補欠

今井 澄君 朝日 俊弘君

国民福祉委員会

辞任 補欠

朝日 俊弘君 今井 澄君

予算委員会

辞任 補欠

山田 俊昭君 島袋 宗康君

決算委員会

辞任 補欠

島袋 宗康君 山田 俊昭君

議院運営委員会

辞任 補欠

中尾 則幸君 小川 勝也君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君提出(第四百一十回国会)

新聞販売労働者・新聞奨学生等の労働に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八

条の規定に基づく平成九年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済協力局長大島賢三君(十一日議長承認)を、第四百四十二回

国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員会

辞任 補欠

依田 智治君 木宮 和彦君

法務委員会

辞任 補欠

服部三男雄君 依田 智治君

文教・科学委員会

辞任 補欠

木宮 和彦君 野沢 太三君

交通・情報通信委員会

辞任 補欠

野沢 太三君 服部三男雄君

決算委員会

辞任 補欠

木宮 和彦君 野沢 太三君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十年度一般会計予算(閣下第四号)

平成十年度特別会計予算(閣下第五号)

平成十年度政府関係機関予算(閣下第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第三号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第六号)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員会

辞任 補欠

芦尾 長司君 長谷川道郎君

下稲葉耕吉君 井上 裕君

山本 一太君 鈴木 正孝君

外交・防衛委員会

辞任 補欠

鈴木 正孝君 山本 一太君

文教・科学委員会

辞任 補欠

井上 裕君 下稲葉耕吉君

同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成九年九月二十九日から平成十年一月十一日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

長谷川道郎君 芦尾 長司君  
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 清水嘉子子君

理事 依田 智治君

理事 大森 礼子君

理事 橋本 敦君

理事 平野 貞夫君

理事 久世 公堯君

理事 松村 龍二君

理事 朝日 俊弘君

理事 有働 正治君

理事 高橋 令則君

理事 岡 利定君

理事 河本 英典君

理事 横崎 泰昌君

理事 久保 亘君

理事 益田 洋介君

文教・科学委員会

理事 小野 清子君

理事 北岡 秀二君

理事 馳 浩君

理事 小林 元君

理事 松 あきら君

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ム  
パッサ・テュニジア共和国国民議会議長より祝辞  
を受け受した。

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員  
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

補欠

鈴木 正孝君

山本 一太君

長谷川道郎君

芦尾 長司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

外交・防衛委員

辞任

補欠

大木 浩君

服部三男雄君

山本 一太君

鈴木 正孝君

文教・科学委員

辞任

補欠

芦尾 長司君

長谷川道郎君

国会法第四十二  
条第三項ただし  
書の規定による  
もの

国会法第四十二  
条第三項ただし  
書の規定による  
もの

山下 栄一君

魚住裕一郎君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

服部三男雄君

大木 浩君

予算委員

辞任

補欠

南野知恵子君

下稲葉耕吉君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動  
があったのでその政府委員としての資格を失った  
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名

官職名

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

文教・科学委員

辞任

補欠

南野知恵子君

下稲葉耕吉君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

労働・社会政策委員

辞任

補欠

木庭健太郎君

及川 順郎君

農林水産委員

辞任

補欠

及川 順郎君

木庭健太郎君

予算委員

辞任

補欠

下稲葉耕吉君

南野知恵子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで  
ある。

総務委員会

辞任

補欠

板垣 正君

木宮 和彦君

寺澤 芳男君

吉岡 吉典君

永野 茂門君

海老原義彦君

狩野 安君

笹野 貞子君

大脇 雅子君

吉川 春子君

吉川 春子君

杏掛 哲男君

柴田 恵君

平田 耕一君

平田 健二君

平田 健二君

経済・産業委員会

辞任

補欠

木庭健太郎君

及川 順郎君

国土・環境委員会

辞任

補欠

岩井 國臣君

山崎 正昭君

小川 勝也君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

岩井 國臣君

山崎 正昭君

小川 勝也君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

交通・情報通信委員会

理事 梶原 敬義君

理事 景山俊太郎君

理事 龜谷 博昭君

理事 陣内 孝雄君

理事 寺崎 昭久君

理事 但馬 久美君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 梶原 敬義君

理事 景山俊太郎君

理事 龜谷 博昭君

理事 陣内 孝雄君

理事 寺崎 昭久君

理事 但馬 久美君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 梶原 敬義君

理事 景山俊太郎君

理事 龜谷 博昭君

理事 陣内 孝雄君

理事 寺崎 昭久君

理事 但馬 久美君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 梶原 敬義君

理事 景山俊太郎君

理事 龜谷 博昭君

理事 陣内 孝雄君

理事 寺崎 昭久君

理事 但馬 久美君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 梶原 敬義君

理事 景山俊太郎君

理事 龜谷 博昭君

理事 陣内 孝雄君

理事 寺崎 昭久君

理事 但馬 久美君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

理事 緒方 靖夫君

理事 岩井 國臣君

理事 山崎 正昭君

理事 小川 勝也君

理事 福本 潤一君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 岩永 浩美君  
理事 真島 一男君  
理事 三浦 一水君  
理事 和田 洋子君  
理事 大淵 絹子君  
国民生活・経済に関する調査会  
理事 太田 豊秋君  
理事 円 より子君 (朝日俊弘君の補欠)  
理事 阿曾田 清君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出(第四百四十一回国会) エンドクリン問題等に関する質問に対する答弁書

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

猪熊 重二君

補欠

木庭健太郎君

外交・防衛委員

辞任

猪熊 重二君

補欠

長谷川 清君

労働・社会政策委員

辞任

竹村 泰子君

補欠

長谷川 清君

農林水産委員

辞任

阿曾田 清君

補欠

都築 讓君

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

猪熊 重二君

労働・社会政策委員

辞任

猪熊 重二君

補欠

木庭健太郎君

農林水産委員

辞任

阿曾田 清君

補欠

都築 讓君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任

志苦 裕君

補欠

三重野栄子君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

大木 浩君

補欠

片山虎之助君

同日議長は、去る九日逝去された福井謙一君に対し次の弔詞をさされた。

参議院はさきにノーベル化学賞を授与せられた日本学士院会員文化勲章受賞者二位勲一等福井謙一君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成九年団体規制の状況の年次報告を受領した。

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

猪熊 重二君

補欠

木庭健太郎君

労働・社会政策委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

猪熊 重二君

交通・情報通信委員

辞任

戸田 邦司君

補欠

都築 讓君

予算委員

辞任

魚住裕一郎君

補欠

山下 栄一君

議院運営委員

辞任

吉川 春子君

補欠

筆坂 秀世君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任

山下 栄一君

補欠

魚住裕一郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成九年度一般会計補正予算(第一号)(閣下第一号)

平成九年度特別会計補正予算(特第一号)(閣下第二号)

平成九年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣下第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)  
平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。  
銀行預金の相続に関する質問主意書(武田節子君提出)

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

猪熊 重二君

法務委員

辞任

角田 義一君

補欠

峰崎 直樹君

地方行政・警察委員

辞任

白浜 一良君

補欠

荒木 清寛君

財政・金融委員

辞任

高橋 令則君

補欠

千景君

文教・科学委員

辞任

峰崎 直樹君

補欠

角田 義一君

労働・社会政策委員

辞任

千景君

補欠

高橋 令則君

農林水産委員

辞任

猪熊 重二君

補欠

木庭健太郎君

交通・情報通信委員

辞任

都築 讓君

補欠

戸田 邦司君

国土・環境委員

辞任

補欠

荒木 清寛君

白浜 一良君

予算委員

辞任

補欠

長谷川道郎君

国井 正幸君

牛嶋 正君

木庭健太郎君

山下 栄一君

魚住裕一郎君

決算委員

辞任

補欠

国井 正幸君

長谷川道郎君

議院運営委員

辞任

補欠

魚住裕一郎君

山下 栄一君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会

理事 笠原 潤一君

理事 広中和歌子君 (前川忠夫君の補欠)

理事 魚住裕一郎君 (戸田邦司君の補欠)

理事 永野 茂門君

同日内閣から、財政法第四十八条第二項の規定による平成九年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

本日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

地方行政・警察委員会に付託

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第三号)

財政・金融委員会に付託

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第三号)審査報告書

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

審査報告書

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年一月三十日

財政・金融委員長 石川 弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十年分の所得税について、特別減税を実施しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行に伴う租税減収見込額は、平成九年度が九千七百九十億円、平成十年度が四千二百四十億円である。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年一月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、平成十年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第六十四條第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成十年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第六十五條の規定、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第三條の三第四項後段、第八條の三第四項後段、

第八條の四第一項後段、第九條、第九條の五第四項後段、第十條、第十條の二第三項及び第四項、第十條の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十條の四第三項から第五項まで及び第十二項、第十條の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十條の六第四項、第

二十五條、第二十八條の四、第二十八條の五、第二章第四節第一款から第八款まで、第三十七條の十、第三十七條の十二、第三十七條の十三、第三十九條、第四十條の二第二項、第二章第五節、第四十一條の七第二項、第四十一條の十四、第四十一條の十五並びに第四十一條の十七の規定、租税特別措置法の

一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の第一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十二條、第十七條及び第十八條の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第六條の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)附則第三條、第十條、第二十四條及び第二十五條の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条の規定、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十二條から第十四條まで及び第十六條の規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十五條の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。

五 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

六 確定申告書 所得税法第二十一条第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)をいう。

七 給与等 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。

八 公的年金等 所得税法第二百二条の二に規定する公的年金等をいう。

(特別減税の額の控除)

第三条 居住者又は非居住者の平成十年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(特別減税の額)

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について一万八千円(平成十年分の所得税につき適用される所得税法第八十三条第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は同法第八十四条第三項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。この場合において、当該金額が当該居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額を超えるときは、特別減税の額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。

(居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税に係る特別減税の額の控除)

第五条 居住者(所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。)の平成十年分の所得税に係る同法第百四条の規定の適用については、次に

に定めるところによる。

一 所得税法第百四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前第一期予定納税額」という。)から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

二 前号の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この号において「控除未済予定納税特別減税額」という。)があるときは、所得税法第百四条第一項の規定により同項に規定する第二期次項において「第二期」という。)において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この号において「控除前第二期予定納税額」という。)から当該控除未済予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

2 所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者の平成十年分の所得税に係る同条の規定の適用については、同項の規定により第二期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前予定納税額」という。)から予定納税特別減税額を控除

した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前予定納税額に相当する金額とする。

3 前二項に規定する予定納税特別減税額は、一万八千円(平成十年分の所得税に係る予定納税基準額(所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。)の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項各号又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第百四条第一項又は第百七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。

(居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除)

第六条 居住者の平成十年分の所得税に係る所得税法第百二十条第一項第三号の規定の適用については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第 号)第三条(特別減税の額の控除)」とする。

(居住者の確定申告書の提出の特例)

第七条 居住者の平成十年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第百二十条第一項の規定の適用に

ついては、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三条(特別減税の額の控除)の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。

二 所得税法第百二十条第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十八条第一項給与所得)に規定する給与等のうち第百八十五条第一項第三号(労働した日)に支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。」とする。

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)

第八条 前三条の規定は、非居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額(所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。)及び所得税の額の計算並びに確定申告書の提出について準用する。

(居住者の平成十年二月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除)

第九条 平成十年二月一日において給与等の支払者から主たる給与等(所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第百九十条の規定の

適用を受けるものを除く。以下この条において「当初控除適用給与等」という。につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与特別減税額が当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、給与特別減税額を当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してなおお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済給与特別減税額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用給与等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等(所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該控除未済給与特別減税額(当該控除未済給与特別減税額が当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなおお控除しきれない

い控除未済給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済給与特別減税額を、当該第二回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第三回目以降控除適用給与等」という。)につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第三回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する給与特別減税額は、一万八千円(当初控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除対象配偶者又は扶養親族(政令で定めるものに限る。)がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた居住者が転職をした場合における第二項の規定の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除)

第十條 居住者の平成十年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する年末調整特別減税額は、一万八千円(所得税法第九十条第二号に掲げる税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族を有する者については、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。この場合において、当該金額が平成十年中に支払の確定した給与等につき同条の規定(租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十八条の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)附則第十條、第二十四條若しくは第二十五條の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)

を適用して求めた所得税法第九十条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二條第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除)」とする。

(居住者の平成十年二月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)

第十一條 平成十年二月一日(政令で定める公的年金等)にあつては、政令で定める日)において公的年金等の支払者から特定公的年金等(所得税法第二十三條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等)をいう。以下この項及び次項において同じ。の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「当初控除適用公的年金等」という。)につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別減税額が当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用公的年金等に係る控除前

源泉徴収額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、年金特別減稅額を当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済年金特別減稅額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等」という。)につき所得稅法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得稅の額は、当該所得稅の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収額」という。)から当該控除未済年金特別減稅額(当該控除未済年金特別減稅額が当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収額を超える場合には、当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなお控除しきれない控除未済年金特別減稅額がある場合には、当該控除しきれない控除未済年金特別減稅額を、当該第二回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等」という。)につき同章の規定により徴収すべき所得稅の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収額」という。)から順次控除(それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収額

額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第三回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得稅の額とする。

3 前二項に規定する年金特別減稅額は、一万八千円(当初控除適用公的年金等につき所得稅法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得稅の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得稅法その他の所得稅に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得稅法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得稅の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得稅法その他の法令の規定に関する必要な技術的調整その他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減稅の額の控除に関する経過措置)

第二条 第八条から第八条までの規定は、この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成十年分の所得稅について適用する。

(居住者の年末調整に係る特別減稅の額の控除に関する経過措置)

第三条 第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成十年分の所得稅につき所得稅法第二百七条(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を出した者及び施行日前に同年分の所得稅につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があった場合には、その更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

審査報告書

地方稅法及び地方財政法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。  
平成十年一月三十日  
地方行政・警察委員長 藁科 満治  
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成十年度限りの措置として定額による特別減稅を実施するとともに、その減稅額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。  
なお、本法施行による平成十年度の地方稅の減収は、約六千二百四十億円と見込まれる。

地方稅法及び地方財政法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
平成十年一月二十八日  
参議院議長 斎藤 十朗殿  
衆議院議長 伊藤宗一郎

地方稅法及び地方財政法の一部を改正する法律案  
地方稅法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(地方稅法の一部改正)

第一条 地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第三条の三の次に次の三条を加える。  
(平成十年度分の個人の道府県民稅及び市町村民稅の所得割の特別減稅)

第三条の四 道府県は、平成十年度分の個人の

道府県民税に限り、道府県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

2 前項に規定する道府県民税に係る特別減税の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下本項及び第四項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超える場合には八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額が一円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「道府県民税特別減税額」という。)とし、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の第三十五条から第三十七条の二まで、前条第二項並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した金額(以下本項及び第三項において「市町村民税に係る特別減税の額」という。)が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超える場合には、八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額が一円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「市町村民税特別減税額」という。)とし、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

した場合の所得割(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額

二 当該納税義務者の第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の七、前条第四項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割(第二十九条第五項第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額

3 市町村は、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十四条の三及び第三十四条の四の規定を適用した場合の所得割(第二十九条第五項第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

4 前項に規定する市町村民税に係る特別減税の額は、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超える場合には八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額が一円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「市町村民税特別減税額」という。)とし、個人の住民税の所得割の額が八千円(当該納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四千円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(平成十年度分の普通徴収に係る個人の市町村民税に関する特例)

第三条の五 平成十年度分の個人の市町村民税に限り、第三十九条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税(第三十二条の十三の規定により徴収するものを除く。以下本項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。)の納期が第三百二十条本文の規定によつて定められている市町村における普通徴収の個人の市町村民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

一 当該納税義務者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額(前条第三項及び第四項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市町村民税の額をいう。以下本号において同じ。)からその者の普通徴収の個人の市町村民税の額を控除した額(以下本項において「普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額」という。)がその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下本項において「分割金額」という。)に三を乗じて得た金額をその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下本項において「六月分金額」という。)に満たない場合には、六月中に定められている納期においては、その者の

六月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

二 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期においては徴収すべき税額はないものとし、八月中に定められている納期においては、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額を、十月中に定められている納期及び一月中に定められている納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

三 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期及び八月中に定められている納期においては徴収すべき税額はないものとし、十月中に定められている納期においては、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額を控除した残額に相当する税額

を、一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

四 当該納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別減税額がその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、六月中に定められている納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期において徴収すべき税額はないうとし、一月中に定められている納期においては、その者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第三条の五第一号に規定する特別減税額の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。

3 市町村が平成十年度分の個人の市町村民税（六月中に定められている納期から第三百一十一條の七第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前二項の規定は、適用しない。

（平成十年度分の特別徴収に係る個人の市町村民税に関する特例）

第三条の六 第三百一十一條の五第一項の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十一分の一」とある

のは「十一分の一」と、「六月」とあるのは「七月」とする。

附則第六條第三項中「附則第三条の三第二項及び第四項の下に並びに第三条の四」を加え、「同条第二項第二号及び第四項第三号」を「附則第三条の三第二項第二号及び第四項第三号並びに第三条の四第二項第一号」に改め、同条第六項中「附則第三条の三第二項及び第四項の下に並びに第三条の四」を加え、「同条第二項第三号及び第四項第二号」を「附則第三条の三第二項第三号及び第四項第二号並びに第三条の四第二項第二号」に改める。

附則第三十三條の三第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十三條の三第三項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項第一号中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十三條の三第三項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十三條の三第四項中「第四項第一号」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十四條第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項第一号中「除く」の額と

あるのは「除く」の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十四條第四項中「第四項第一号」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十五條の二第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十五條の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項第一号中「除く」の額とあるのは「除く」の額並びに附則第三十五條の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第三十五條の二第七項中「第四項第二号」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の五を第三十三條の六とし、第三十三條の四の次に次の一条を加える。

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税に伴う地方債の特例）

第三十三條の五 地方公共団体は、平成十年度に限り、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一條の規定による改正後の地方税法（次項において「平成十年改正後の地方税法」という。）附則第三條の四の規定による個人の道府県民税又

は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額を埋めるため、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる平成十年度の地方債の額は、平成十年改正後の地方税法附則第三條の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の同年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成十年一月三十日

地方行政・警察委員長 薬科 満治  
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成九年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成九年度一般会計補正予算において、所得税等の減収により、地方交付税交付金が三千七百八億円減額修正されることに伴い、同九年度の特例加算額二千二百一十一億三千五百一十一万四千及び同八年度の地方交付税に相当する金額のうち未繰入額千四百八十八億七千四百八十八万九千円の合計額三千七百八十八億七千四百八十八万九千円を、地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年一月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第三十一号)

の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般

会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に

繰り入れられる特例加算額 二千二百一十一

億三千五百一十一万四千円

附則第四条の二第三項の表中「五千九百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に、「二千八百八十六億円」を「千八百五十六億円」に、「二千七百八十七億円」を「二千五百五十七億円」に、

「三千六十一億円」を「二千八百三十一億円」に、「三千三百六十億円」を「三千百三十億円」に、「三千七百九億円」を「三千四百七十九億円」に、「四千七百七億円」を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六億七千四百八十八万九千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「第四号」を「第四号の二」に改め、同条第二号の表中「五千九百七十六億八千万円」を「五千三百七十六億八千万円」に、「二千八百八十六億円」を「千八百五十六億円」に、「二千七百八十七億円」を「二千五百五十七億円」に、「三千六十一億円」を「二千八百三十一億円」に、「三千三百六十億円」を「三千百三十億円」に、「三千七百九億円」を「三千四百七十九億円」に、「四千七百七億円」を「三千八百四十七億円」に、「三千九百四十八億円」を「三千七百六億七千四百八十八万九千円」に改める。

投票者氏名

平成十年分所得税の特例減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八九名

阿部 正俊君 青木 幹雄君  
芦尾 長司君 井上 吉夫君  
井上 孝君 井上 裕君  
石井 道子君 石川 弘君

|        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 石渡 清元君 | 板垣 正君   | 中原 興君  | 永田 良雄君 |
| 岩井 國臣君 | 岩崎 純三君  | 長尾 立子君 | 長峯 基君  |
| 岩永 浩美君 | 上野 公成君  | 楠崎 泰昌君 | 成瀬 守重君 |
| 浦田 勝君  | 海老原義彦君  | 西田 吉宏君 | 野沢 太三君 |
| 遠藤 要君  | 小野 清子君  | 野間 越君  | 野村 五男君 |
| 尾辻 秀久君 | 大河原太一郎君 | 南野知恵子君 | 長谷川道郎君 |
| 大木 浩君  | 大島 慶久君  | 馳 浩君   | 畑 恵君   |
| 大野つや子君 | 太田 豊秋君  | 林 芳正君  | 林田悠紀夫君 |
| 岡 利定君  | 岡野 裕君   | 平田 耕一君 | 二木 秀夫君 |
| 岡部 三郎君 | 加藤 紀文君  | 保坂 三蔵君 | 真島 一男君 |
| 狩野 安君  | 鹿熊 安正君  | 真鍋 賢三君 | 前田 勲男君 |
| 景山俊太郎君 | 笠原 潤一君  | 松浦 功君  | 松浦 孝治君 |
| 片山虎之助君 | 金田 勝年君  | 松村 龍二君 | 三浦 一水君 |
| 釜本 邦茂君 | 鎌田 要人君  | 清手 顯正君 | 宮崎 秀樹君 |
| 上吉原一天君 | 龜谷 博昭君  | 宮澤 弘君  | 村上 正邦君 |
| 河本 英典君 | 木宮 和彦君  | 守住 有信君 | 森田 健作君 |
| 北岡 秀二君 | 久世 公義君  | 矢野 哲朗君 | 山崎 正昭君 |
| 杏掛 哲男君 | 倉田 寛之君  | 山本 一太君 | 依田 智治君 |
| 小山 孝雄君 | 鴻池 祥肇君  | 吉川 芳男君 | 吉村剛太郎君 |
| 佐々木 満君 | 佐藤 静雄君  | 足立 良平君 | 朝日 俊弘君 |
| 佐藤 泰三君 | 斎藤 文夫君  | 伊藤 基隆君 | 石田 美栄君 |
| 坂野 重信君 | 清水嘉与子君  | 今泉 昭君  | 江本 孟紀君 |
| 清水 達雄君 | 塩崎 恭久君  | 小川 勝也君 | 岡崎トミ子君 |
| 下稲葉耕吉君 | 陣内 孝雄君  | 小川 幸子君 | 久保 亘君  |
| 須藤良太郎君 | 末広まきこ君  | 小林 元君  | 小山 峰男君 |
| 鈴木 政二君 | 鈴木 貞敏君  | 齋藤 勲君  | 曾野 久光君 |
| 鈴木 正孝君 | 関根 則之君  | 千葉 景子君 | 角田 義一君 |
| 田沢 智治君 | 田村 公平君  | 寺崎 昭久君 | 寺澤 芳男君 |
| 高木 正明君 | 竹山 裕君   | 直嶋 正行君 | 中尾 則幸君 |
| 武見 敬三君 | 谷川 秀善君  | 長谷川 清君 | 平田 健二君 |
| 常田 享詳君 | 坪井 一字君  | 広中和歌子君 | 前川 忠夫君 |
| 中島 真人君 | 中曾根弘文君  | 松前 達郎君 | 円 より子君 |

反対者氏名

|        |         |
|--------|---------|
| 水島 裕君  | 吉田 之久君  |
| 和田 洋子君 | 藤科 満治君  |
| 荒木 清寛君 | 猪熊 重二君  |
| 魚住裕一郎君 | 牛嶋 正君   |
| 海野 義孝君 | 及川 順郎君  |
| 大久保直彦君 | 大森 礼子君  |
| 加藤 修一君 | 風間 昶君   |
| 木庭健太郎君 | 高野 博師君  |
| 武田 節子君 | 但馬 久美君  |
| 統 訓弘君  | 鶴岡 洋君   |
| 福本 潤一君 | 益田 洋介君  |
| 松 あきら君 | 山本 保君   |
| 渡辺 孝男君 | 赤桐 操君   |
| 及川 一夫君 | 大瀨 桐子君  |
| 大脇 雅子君 | 梶原 敬義君  |
| 菅野 壽君  | 日下部博代子君 |
| 志苦 裕君  | 瀬谷 英行君  |
| 谷本 義君  | 照屋 寛徳君  |
| 田 英夫君  | 三重野栄子君  |
| 村沢 牧君  | 山本 正和君  |
| 渡辺 四郎君 | 島袋 宗康君  |
| 西川きよし君 | 山田 俊昭君  |
| 奥村 展三君 | 堂本 曉子君  |
| 水野 誠一君 | 岩瀬 良三君  |
| 曾川 健二君 | 山崎 力君   |
| 石井 一二君 | 椎名 素夫君  |
| 武田邦太郎君 |         |
| 北澤 俊美君 | 一九九名    |
| 有働 正治君 | 阿部 幸代君  |
| 緒方 晴夫君 | 上田耕一郎君  |
|        | 笠井 亮君   |

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 藤澤 弘君   | 須藤美也子君 |
| 西山登紀子君  | 橋本 敦君  |
| 筆坂 秀世君  | 山下 芳生君 |
| 吉岡 吉典君  | 吉川 春子君 |
| 阿曾田 清君  | 泉 信也君  |
| 扇 千景君   | 木暮 山人君 |
| 田村 秀昭君  | 都築 謙君  |
| 戸田 邦司君  | 永野 茂門君 |
| 平井 卓志君  | 平野 貞夫君 |
| 星野 明市君  | 佐藤 道夫君 |
| 栗原 君子君  | 山口 哲夫君 |
| 松尾 官平君  |        |
| 阿部 正俊君  | 青木 幹雄君 |
| 芦尾 長司君  | 井上 吉夫君 |
| 井上 孝君   | 井上 裕君  |
| 石井 道子君  | 石川 弘君  |
| 石渡 清元君  | 板垣 正君  |
| 岩井 國臣君  | 岩崎 純三君 |
| 岩永 浩美君  | 上野 公成君 |
| 海老原義彦君  | 遠藤 要君  |
| 小野 清子君  | 尾辻 秀久君 |
| 大河原太一郎君 | 大木 浩君  |
| 大島 慶久君  | 大野つや子君 |
| 太田 豊秋君  | 岡 利定君  |
| 岡野 裕君   | 岡部 三郎君 |
| 加藤 紀文君  | 狩野 安君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 鹿熊 安正君 | 景山俊太郎君 |
| 笠原 潤一君 | 片山虎之助君 |
| 金田 勝年君 | 釜本 邦茂君 |
| 鎌田 要人君 | 上吉原一天君 |
| 龜谷 博昭君 | 河本 英典君 |
| 木宮 和彦君 | 北岡 秀二君 |
| 久世 公義君 | 香掛 哲男君 |
| 倉田 寛之君 | 小山 孝雄君 |
| 鴻池 祥肇君 | 佐々木 満君 |
| 佐藤 静雄君 | 佐藤 泰三君 |
| 斎藤 文夫君 | 坂野 重信君 |
| 清水嘉子子君 | 清水 達雄君 |
| 塩崎 恭久君 | 下稻葉耕吉君 |
| 陣内 孝雄君 | 須藤良太郎君 |
| 末広まき子君 | 鈴木 政二君 |
| 鈴木 貞敏君 | 鈴木 正孝君 |
| 関根 則之君 | 田沢 智治君 |
| 田村 公平君 | 高木 正明君 |
| 竹山 裕君  | 武見 敬三君 |
| 谷川 秀善君 | 常田 享祥君 |
| 坪井 一字君 | 中島 眞人君 |
| 中曾根弘文君 | 中原 爽君  |
| 永田 良雄君 | 長尾 立子君 |
| 長峯 基君  | 榑崎 泰昌君 |
| 成瀬 守重君 | 西田 吉宏君 |
| 野沢 太三君 | 野間 勉君  |
| 野村 五男君 | 南野知恵子君 |
| 長谷川道郎君 | 馳 浩君   |
| 畑 恵君   | 林 芳正君  |
| 林田悠紀夫君 | 平田 耕一君 |
| 二木 秀夫君 | 保坂 三蔵君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 真島 一男君 | 真鍋 賢二君 |
| 前田 勲男君 | 松浦 功君  |
| 松浦 孝治君 | 松村 龍二君 |
| 三浦 一水君 | 溝手 顯正君 |
| 宮崎 秀樹君 | 宮澤 弘君  |
| 村上 正邦君 | 守住 有信君 |
| 森田 健作君 | 矢野 哲朗君 |
| 山崎 正昭君 | 山本 一太君 |
| 依田 智治君 | 吉川 芳男君 |
| 吉村剛太郎君 | 足立 良平君 |
| 朝日 俊弘君 | 伊藤 基隆君 |
| 石田 美栄君 | 今泉 昭君  |
| 江本 孟紀君 | 小川 勝也君 |
| 岡崎トミ子君 | 川橋 幸子君 |
| 北澤 俊美君 | 久保 巨君  |
| 小林 元君  | 齋藤 勁君  |
| 菅野 久光君 | 千葉 景子君 |
| 角田 義一君 | 寺崎 昭久君 |
| 寺澤 芳男君 | 直嶋 正行君 |
| 中尾 則幸君 | 長谷川 清君 |
| 平田 健二君 | 広中和歌子君 |
| 前川 忠夫君 | 松前 達郎君 |
| 円より子君  | 水島 裕君  |
| 吉田 之久君 | 和田 洋子君 |
| 藤科 満治君 | 荒木 清寛君 |
| 猪熊 重二君 | 魚住裕一郎君 |
| 牛嶋 正君  | 海野 義孝君 |
| 及川 順郎君 | 大久保直彦君 |
| 大森 礼子君 | 風間 昶君  |
| 木庭健太郎君 | 高野 博師君 |
| 武田 節子君 | 但馬 久美君 |

反対者氏名

二九名

阿部 幸代君 有働 正治君  
上田 耕一郎君 緒方 靖夫君  
笠井 亮君 藤澤 弘君  
須藤 美也子君 西山 登紀子君  
橋本 敦君 筆坂 秀世君  
山下 芳生君 吉岡 吉典君  
吉川 春子君 阿曾 田清君  
泉 信也君 扇 千景君  
木暮 山人君 田村 秀昭君  
高橋 令則君 都築 讓君  
戸田 邦司君 永野 茂門君  
平井 卓志君 平野 貞夫君  
星野 朋市君 佐藤 道夫君

統 訓弘君 鶴岡 洋君  
堀本 潤一君 益田 洋介君  
松 あきら君 山本 保君  
渡辺 孝男君 赤桐 操君  
及川 一夫君 大瀨 絹子君  
大脇 雅子君 梶原 敬義君  
菅野 壽君 日下部 禮代子君  
志吉 裕君 瀬谷 英行君  
谷本 嶺君 照屋 寛徳君  
田 英夫君 三重野 栄子君  
村沢 牧君 山本 正和君  
渡辺 四郎君 島袋 宗康君  
西川 きよし君 山田 俊昭君  
奥村 展三君 堂本 曉子君  
水野 誠一君 岩瀬 良三君  
菅川 健二君 山崎 力君  
椎名 素夫君 武田 邦太郎君

〔参照〕  
一月二十九日議長において、左のとおり議席を  
変更した。

栗原 君子君 山口 哲夫君  
松尾 官平君

二九 山下 栄一君  
三六 牛嶋 正君  
三九 統 訓弘君  
四五 及川 順郎君  
四八 鶴岡 洋君  
四九 浜四津敏子君

平成十年一月三十日 参議院会議録第三号

二四

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番四号  
大蔵省印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

（本体） 本号一冊  
（配送）

料 〇〇五円  
別 〇四円